

平成 2 1 年度 事業計画

(要 旨)

平成 2 0 年 1 2 月、公益法人制度改革による新制度が施行されました。

なお、一層、各支部の活動においても、公益組織活動を強力に推進していただくよう、ご協力をお願いします。

さて、2 1 年度事業活動については、次ぎのとおり引き続き、会員各位のご協力を頂きながら支部と部会の活性化を推進して参ります。

1 . 一般事業

・公益法人としての協会組織活動の推進

・公益法人制度改革に伴い、公益目的事業の充実を図る。

そのためには、魅力ある事業を展開し、支部組織、部会活動の充実を目指す。

また、産業廃棄物処理業界の社会的地位の確立と発展のため、技術的、組織的普及を推進する。

・産業廃棄物の適正処理対策の要望

・産業廃棄物の適正処理の確保等その対策について、関係機関と連携し、要望していく。

・表彰制度の実施

・当協会の事業活動を通して、業界発展に貢献のあった者に対し、その功労を称え、当協会長名により表彰する。

・後継者育成事業

・自発的な活動を支援することにより、次代を担う世代の育成を図る。

2 . 研修事業

・産業廃棄物または特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会
更新講習会（産業廃棄物または特別管理産業廃棄物）

課程	開催日	開催場所
収集運搬	平成 2 1 年 6 月 9 日 (火)	ウェルシティ宮崎
処 分	平成 2 1 年 6 月 1 0 日 (水) ~ 1 1 日 (木)	ウェルシティ宮崎

新規許可講習会（産業廃棄物）

課程	開催日	開催場所
収集運搬	平成21年10月14日（水）～15日（木）	ウェルシティ宮崎

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	開催場所
平成21年10月16日（金）	ウェルシティ宮崎

- ・産業廃棄物排出事業者講習会
- ・産業廃棄物処理法の内容等を産業廃棄物排出事業者に周知することにより、産業廃棄物の適正処理の推進を図る。

- ・産業廃棄物処理業者講習会
- ・産業廃棄物処理法の内容等の周知、適正処理の確保、安全で適正な処理を行うための講習会を実施する。

- ・実務研修会
- ・産業廃棄物処理業会員の健全な経営を支援するために研修会を開催する。

3. 啓発事業

- ・不適正処理の防止のための啓発活動
全国ごみ不法投棄監視ウィーク事業
不法投棄防止啓発防止キャンペーン事業
クリーンアップ宮崎
- ・正会員連携のもと、産業廃棄物不法処理防止に啓発、撤去作業等公益事業を活発に行う。

- ・不法投棄情報ネットワーク
- ・廃棄物の不法投棄を早期発見し、被害を防ぐとともに、その未然防止を図るため、宮崎県、関係団体と連携し、協会員が率先し、廃棄物の不法投棄の早期発見、未然防止に努める。

- ・産業廃棄物適正処理パネル展
- ・適正処理の推進や地域の信頼を得るために各支部において「産業廃棄物適正処理パネル展」を開催する。

- ・電子マニフェスト制度等の普及促進
- ・宮崎県の委託により、電子マニフェストについての普及活動を行う。

また、導入による事務の効率化が図れるかを検証するとともに、導入による課題を把握するために、電子マニフェスト導入モデル事業等も併せて実施する。

なお、社団法人全国産業廃棄物連合会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターとも連携し、紙マニフェストも併せて普及促進を図る。

- ・産業廃棄物処理業優良化に向けた取組み
- ・「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」導入に向けた会員企業の取組み等の支援を行う。

- ・産業廃棄物適正処理啓発ポスターの作成、配布
- ・産業廃棄物適正処理啓発事業として、ポスター標語、デザイン等を募集し、排出事業者や関係機関へ配布を行う。

- ・地球温暖化対策のための「環境自主行動計画」の実施
- ・当協会は、産業活動に伴い発生する産業廃棄物の適正処理を推進することによって、これまで循環型社会の形成推進に貢献してきたが、今般、地球温暖化問題に代表されるように地球環境問題が年々深刻化している中で、より一層の環境保全活動に取り組むことが必要となっている。（温室効果ガス排出量の抑制）

このような認識に立ち、社団法人全国産業廃棄物連合会が策定した「環境自主行動計画」に従い今年度より5年間、実施に向け取り組んでいくこととする。

- ・産業廃棄物処理業のイメージアップ戦略の展開
- ・各種報道機関への会員の情報また各種啓発事業について積極的に情報提供し、報道機関との関係を密にする。

- ・コンピュータによるネットワーク化の推進、情報公開
- ・より適正な産業廃棄物処理業者やリサイクル業者を選択したいとの排出事業者のニーズに応えるため、会員企業の情報の普及、適正処理の推進を行う。

4 . 調査研究事業

- ・ 各種専門分野（部会等）による調査研究
- ・ 廃棄物処理技術の促進を図るとともに、処理業界における課題や問題点を把握、整理し解決に向けた具体策を調査研究する。

5 . 指導相談事業

- ・ 会員への指導助言
- ・ 法律、融資等の相談
廃棄物処理法関連法規に関する疑義や照会に対して、適正に対応することにより、諸法規の遵守徹底を図り、適正処理の推進を図る。また、融資及び税制上の特例措置等の相談に対して助言を行う。
- ・ 労働安全衛生（リスクアセスメント）の取組み
- ・ 会員企業における安全衛生向上に向けた取組みを支援するとともに、情報の集約及び提供を行う。
- ・ 施設の設置や運営指導
- ・ 産業廃棄物処理施設や運営等に関する相談に対応して、各種資料の提供、適切な助言、指導を行う。
- ・ 情報対策
- ・ 各種情報の収集
産業廃棄物処理問題に関する各種情報を収集把握し、提供する。

6 . 行政機関及び関係他団体との連携事業

- ・ 社団法人全国産業廃棄物連合会、九州地域協議会、各県産業廃棄物協会等との連携、情報交換の推進
- ・ 県、市町村等行政機関との連携ならびに意見交換
- ・ 災害廃棄物処理体制の構築
- ・ 産業廃棄物処理業界として、災害により発生した廃棄物の迅速かつ適正な処理を支援する体制を各支部において構築する。